

仕 様 書

- 1 工 事 名 : 7号柱H変台補修
- 2 工事場所 : 春日市小倉東1丁目61番地
- 3 工事概要 : 7号柱H変台の油入変圧器撤去、新設(単相75KVA、三相50KVA) 高圧引下げ線撤去、新設(単相:PDC、三相CV-T)・・・一式 高圧カットアウト撤去、新設(5個)・・・一式 B種接地工事(39Ω以下)・・・一式 停電工事に伴う駐屯地内の仮設電源工事・・・一式
- 4 一般事項
 - (1) 本工事について図面及び特記仕様書に記載なき事項は、国土交通省大臣官房庁監修
 - ・公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)現行版
 - ・公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編)現行版
 - ・内線規程 J E A C 8 0 0 1 - 2 0 2 2 及び関係諸規則に基づき施工すること。
 - (2) 本工事に際し、疑義を生じた場合は、監督官と協議しその指示に従うものとする。
 - (3) 本工事に際し、仕様書に記載なき事項で取り合い上及び技術的に当然施工すべき事項については、請負業者の責任において施工するものとする。
 - (4) 本工事に際し、他の構造物等に損傷を与えないよう十分注意するものとし、万一損傷を与えた場合は、請負業者の責任において原型復旧するものとする。
 - (5) 本工事に際し、事故・火災防止及び第三者への被害等の安全管理には十分注意するものとし、万一災害等発生した場合は、請負業者の責任において処置するとともに、速やかに監督官に報告するものとする。なお、春日駐屯地は敷地内全面禁煙とする。
 - (6) 本工事に使用する電気及び水は請負業者が負担するものとする。部隊側の電気及び水を使用する場合は監督官の承認後使用し、後日料金を徴収するものとする。
 - (7) 本工事の工事写真は、カメラ(カラー)又はデジタルカメラ(ファイル形式J P E G)を使用し、施工前、施工後、主要な工事段階毎、隠蔽箇所及び監督官の指示する箇所を撮影し、工事写真台帳に整理の上1部監督官に提出するものとする。なお、ネガ又は写真データは工事完了後確実に破棄するものとする。
 - (8) 本工事に際し、監督官が指示した書類は速やかに作成し提出するものとする。
 - (9) 本工事に使用する材料は、すべて新品とし、監督官の検査を受け合格後使用するものとする。
 - (10) 本工事で発生した発生材、金属類については駐屯地内の監督官の指示する場所に搬入集積する。その際発生材調書を添えること。その他は産業廃棄物として法令に従い適切に処分し、産業廃棄物管理票の写しを監督官に提出するものとする。
 - (11) 工事完成検査は、検査官、監督官及び請負業者立会のもと、検査を受けること。
 - (12) 作業終了時は、現場の清掃及び片づけを実施するものとする。
 - (13) 本設計図書に記載されている寸法等は標準寸法であるため、施工に先立ち現場調査の上実施するものとする。
- 5 特記事項
 - (1) 電気設備工事
 - ア 停電作業
 - (ア) 事前に停電計画、仮設備電源計画、作業手順、安全対策等を作成し監督官に提出し、協議すること。この際、停電時間を極限するよう工程に留意すること。

- (イ) 緊急時の連絡体制表を作成し、監督官に提出すること。
- (ウ) 停電作業は本年10月又は11月とし、官側の指定する土曜日とする(予備は第3日曜日を除く日曜日)。

イ 仮設工事

- (ア) 仮設電源による送電
 - (イ) 仮設発電機をNo7号柱ほか図に示す場所に設置し、指定する場所にケーブルにて接続、送電すること。仮設電源に使用する配線も請負業者において準備するものとする。
 - (ウ) 仮設電源は、停電作業前に確実に指定場所に送電を実施し、その際仮送電先の検電、検相を実施して、異常の無いことを確認後、監督官に報告すること。(仮設電源設置場所は図のとおり)
 - (エ) 仮設配線敷設場所は、作業中は通行制限をかけるが、送電中は制限を解除させるため、配線等に触れられないよう、バリケード等の策を講じること。また、道路横断部は、ケーブルを保護材等で保護すること。
 - (オ) 機材等搬入出時は交通整理員を配置して安全に留意する。

ウ 撤去工事

- (ア) 撤去作業は、部隊電気主任技術者による停電確認後、ショートアースを実施し、安全確認後開始すること。
- (イ) 変圧器の撤去作業は、周囲の状況に注意するとともに部材及び対策工具等は整理整頓し、十分な作業エリアを確保すること。
- (ウ) 撤去した変圧器及び引下げ線等は、発生材調書を添えて官側に引き渡すこと。

エ 変圧器設置工事

- (ア) 新設油入変圧器は、J I S C 4 3 0 4 「配電用6KV油入変圧器(トップランナー)」とする。
- (イ) 新設油入変圧器はボルト等を使用し堅固に固定すること。

オ 接地工事

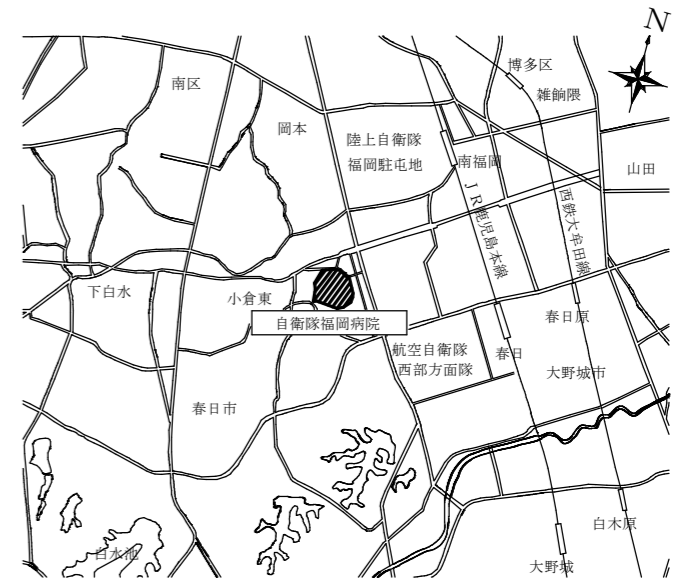
- (ア) 接地工事は、B種接地工事とし、接地抵抗値は39Ω以下とする。
- (イ) 接地線はIV22とし、保護管を設ける。

カ 試験測定

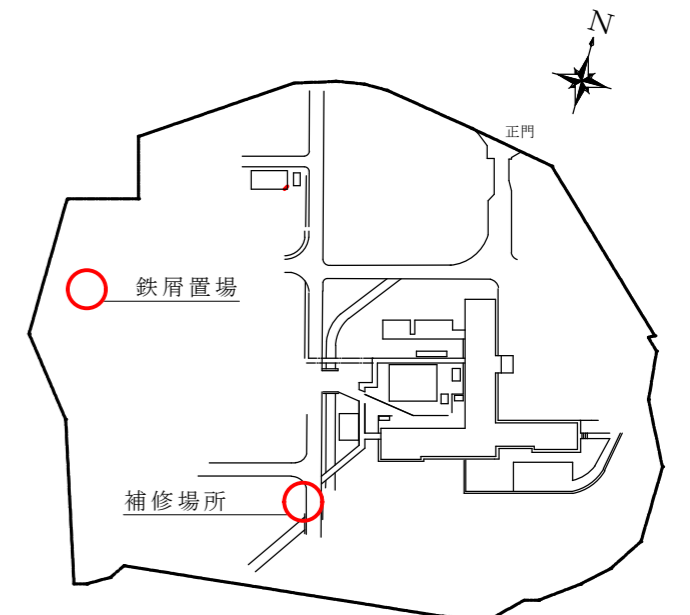
- (イ) 新設変圧器は耐圧試験、据付前及び据付後に絶縁抵抗測定を実施し、報告書(様式随意)を1部提出すること。

(2) その他

- ア 作業は、第一種電気工事士の免状保有者が実施するものとし、その他関係諸規則のとおり実施すること。
- イ 高所作業は、安全装具を装着し、転落防止措置を講じ実施すること。
- ウ 作業場所は、整理整頓に心掛け、又、火災予防に留意すること。
- エ 作業終了後は、点検を行い異常の無いことを確認すること。
- オ 高圧線の遮断箇所は、動力系統は受電所内キュービクル(スプリンクラー盤)のVCB、電灯系統は屋外高圧切替盤(高圧配電盤No.1・6号柱送り)で遮断する。

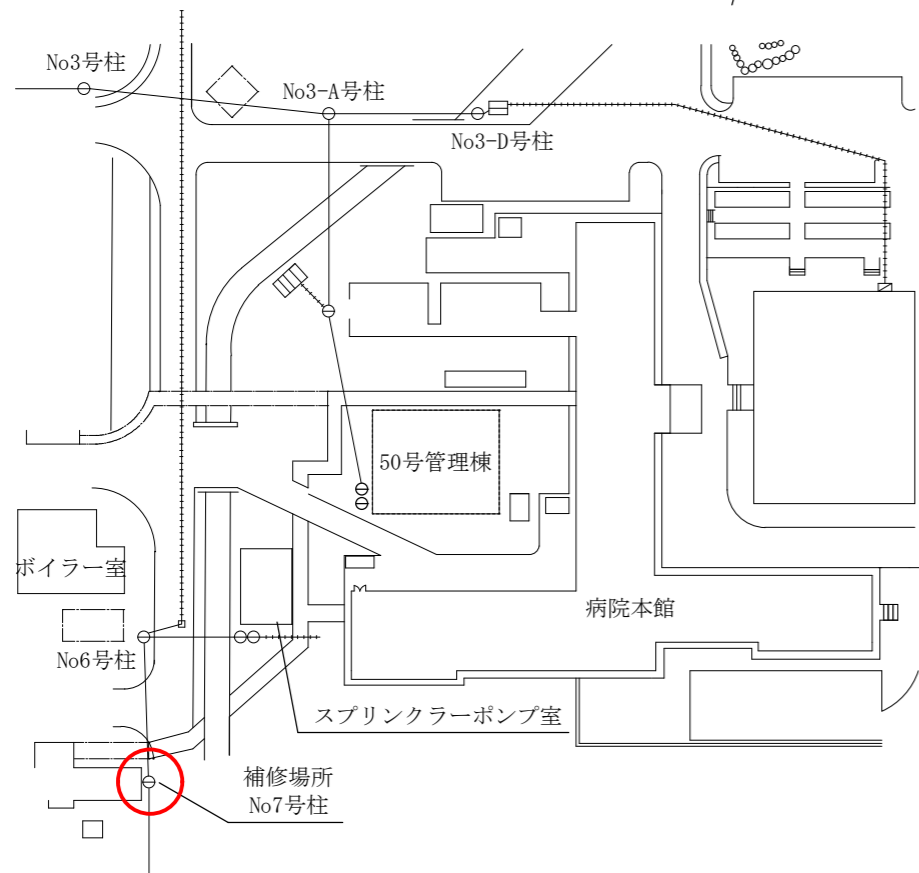


案内図 S=1:X

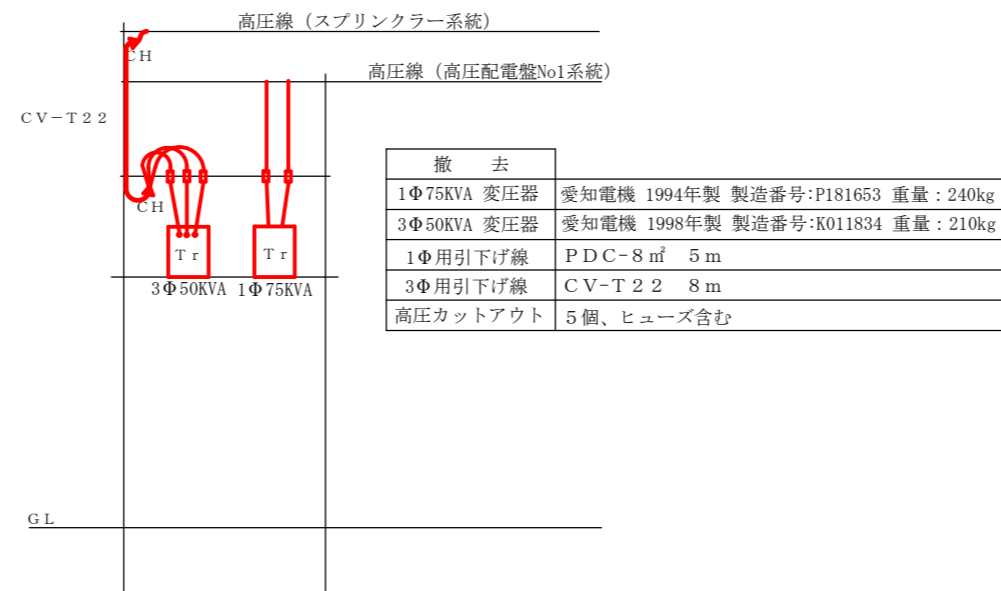


配置図 S=1:X

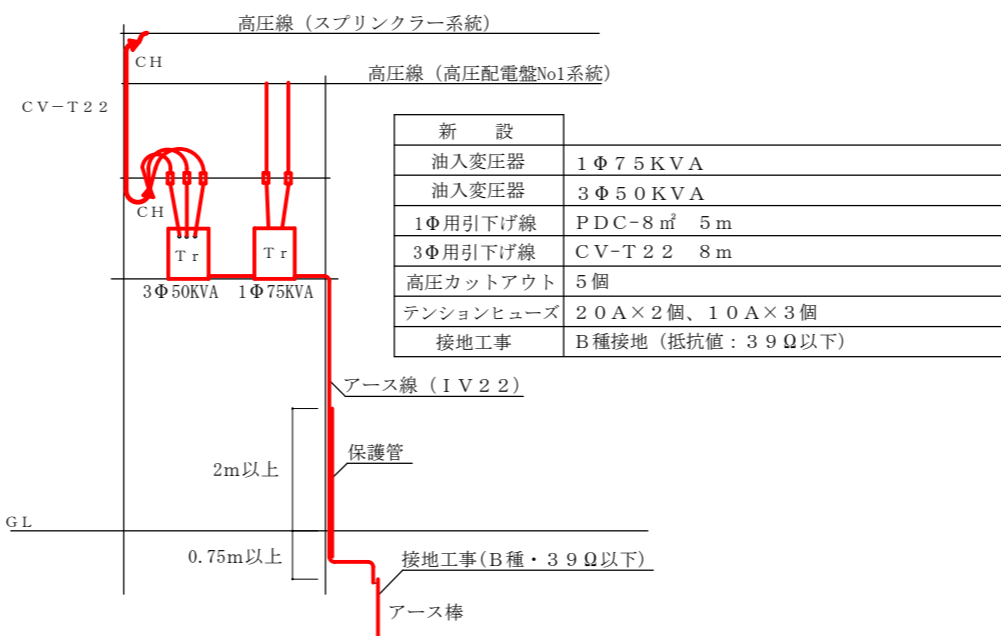
件名	7号柱H変台補修		
図名	仕様書		
縮尺	1:X	図番	1/2
春日駐屯地営繕班	日付	7年5月10日	



配置図 S=1/X

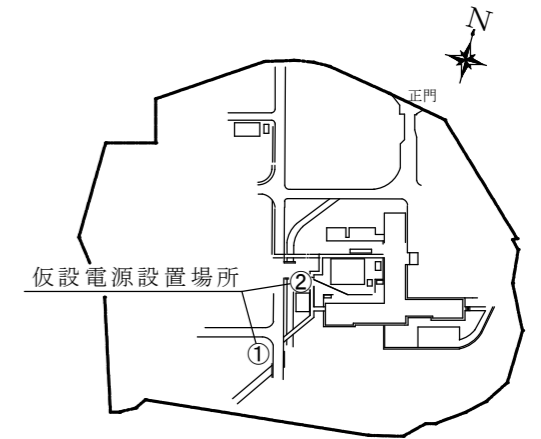


補修前



補修後

【特記事項】
新設油入変圧器はJIS C 4304「配電用6KV油入変圧器(トップランナー)」とする。



仮設電源①	
品名	発電機
規格	三相50kVA(動力回路)
数量	1台
配線部材等	配線(CV-T60sq) 30m、部材一式
接続場所	発電機～7号変台既設電線

仮設電源②	
品名	発電機
規格	三相30kVA(動力回路)
数量	1台
配線部材等	配線(CV-T22sq) 15m、部材一式
使用場所	発電機～スプリンクラーポンプ室

【特記事項】

- ※1 仮設配線(ボイラー室、受水槽他動力用)
仮設発電機からのケーブルを、7号柱H変台三相変圧器(撤去変圧器)の外した2次側配線と直接ボルトにより確実に接続すること。
・3Φ50KVA(動力)の接続はCV-T60sq 30m
- ※2 仮設配線(スプリンクラー動力用)
仮設発電機からのケーブルを、スプリンクラーポンプ室M-1動力制御盤の引込線端子台に確実に接続すること。
・3Φ30KVA(動力)の接続はCV-T22sq 15m

仮設電源工事

件名	7号柱H変台補修		
図名	7号柱補修図、仮設電源図		
縮尺	1:X	図番	2/2
春日駐屯地営繕班	日付	7年5月 日	